

富津市の区域の水道料金、加入負担金、手数料の一覧

(令和2年4月1日現在)

1. 水道料金

(1) 一般用

【メーターの口径13mm・20mmの料金】 (税込)

メーターの口径	基本料金	水量料金 (1 m ³ につき)
13mm	2,750円	1~20m ³ … 88円
		21~60m ³ … 264円
		61~120m ³ … 374円
20mm	3,960円	121~220m ³ … 440円
		221~320m ³ … 495円
		321m ³ 以上 … 539円

【メーターの口径25mm以上の料金】 (税込)

メーターの口径	基本料金	水量料金 (1 m ³ につき)
25mm	6,490円	1~40m ³ … 264円
30mm	9,680円	41~100m ³ … 374円
40mm	19,360円	101~200m ³ … 440円
50mm	28,820円	201~300m ³ … 495円
75mm	70,620円	301m ³ 以上 … 539円
100mm	122,100円	
150mm	別に定める	

水道料金は、2ヶ月ごとの請求となり、基本料金と水量料金を合算した金額で請求させていただきます。

(2) 臨時用 (税込)

水量	水量料金
1m ³ につき	792円

2. 加入負担金

給水装置工事のうち、新たに水道を敷設する工事や給水能力を増やす工事をする際に、加入負担金をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

(税込)

給水管の口径	負担金額
13mm	110,000円
20mm	297,000円
25mm	506,000円
30mm	770,000円
40mm	1,540,000円
50mm	2,750,000円
65mm	5,170,000円
75mm	7,370,000円
100mm	15,400,000円
125mm	26,400,000円
150mm	41,800,000円
200mm	85,800,000円
250mm	151,800,000円
300mm	240,900,000円

3. 手数料

水道の開栓や閉栓、工事の申請手続き等をする際に、手数料をいただいております。金額は市域にかかわらず一律です。

区分	額
給水工事申請手数料	水道メーター1個につき 4,000円 (非課税)
指定給水装置工事事業者を指定するとき	1件につき 50,000円 (非課税)
水道の使用を開始するとき	1件につき 550円 (税込)
水道の使用を中止するとき	1件につき 550円 (税込)